

規範

369条2項の趣旨は、会社と取締役個人との対立との利害対立を回避し、決議の公正を確保する点にある。そのため、「特別の利害関係を有する取締役」（369条2項）とは、当該決議に関して取締役が負う忠実義務（355条）を誠実に履行することが典型的に期待できない個人的利害関係を有する取締役をいう。

そして、「議決に加わることができない」とは、上記の趣旨から、「特別の利害関係を有する取締役」は、他の取締役に影響を与えて決議の公正を害しないように、審議への参加も認められないと解するべきである。

代表取締役の解任議案の対象となる代表取締役（最判昭和44年3月28日、百選63）

代表取締役の解任（解職）決議の場合、当該代表取締役は一切の私心を排して忠実義務に従い公正に議決権を行使することは期待できないから、特別の利害関係を有する取締役に該当する。

Point

- 典型的な特別利害関係取締役の例は、利益相反取引、競業取引の当事者となっている取締役である。
- 混乱しがちなのが代表取締役の選任決議と解任（解職ともいう）決議である（取締役の選解任は株主総会の決議事項。選任された取締役の中から代表取締役を選解任することは取締役会の決議事項）。
- 代表取締役の選任の場合、候補者は特別の利害関係を有する取締役に該当しないと解されている。取締役であれば誰でも候補者になり得るため、全員が個人的利害関係を有しているといえるからである。
- 株主総会の特別利害関係人（831条1項3号）は、決議の結果について他の株主とは異なる利害関係を有する株主と言われている。株主総会と取締役会でそれぞれ定義と機能する場面の違いはおさえておくこと。また、株主は会社に対して忠実義務を負わないため、株主総会における特別利害関係人は議決権を行使できるし、「著しく不当な決議」ではない限り決議の取消事由とはならない。
- 「議決に加わることができない」というのは、議決権行使が禁止されるだけでなく定足数にも含めないことを意味する。つまり、369条1項の「議決に加わることができる取締役の過半数」にも含まれない。

たとえば、取締役が4人いる場合、定足数4人であるから過半数は3人ということになる。この内1人が特別の利害関係を有する取締役となった場合、当該取締役が定足数から除外されて定足数3人となり過半数は2人ということになる。

数字が苦手な受験生は、特別の利害関係を有する取締役を1人除外することで定足数が偶数→奇数になる場合に限り過半数の数が変わると覚えておけばよい（奇数→偶数では基本的に過半数は変わらない）。

- 369条2項に反して特別の利害関係を有する取締役が決議に加わった（または、招集通知が発せられなかった）場合の効果については、次の「瑕疵ある取締役会決議の効果」を参照。

過去問（司法）：H28,

過去問（予備）：H23,H26,R1,R7,